

【共同研究】

# 被害者の視点を取り入れた教育の効果的な実践 —再犯抑止と被害者支援の観点から—

浅野 正\*

## Effective practice of education from the victim's viewpoint: From the perspective of prevention of re-offending and victim support

Tadashi ASANO

Education from the victim's viewpoint is a correctional measure used in Japanese prisons and juvenile training schools. What is discussed in this paper is how the educational program can effectively prevent re-offending and successfully encourage the psychological recovery of crime victims. The educational program could be improved in three ways. First, the intervention should equally focus on both the individual and his peers. Second, an understanding of individual victims should be emphasized rather than that of victims in general. Third, offenders should think about how they wish to specifically apologize to their victims, assuming that they might meet those victims face-to-face in the future. Knowing what efforts offenders are making can help to improve the mental health of their victims.

**Key words** : education from the victim's viewpoint, prevention of re-offending, victim support, prison, correctional measure

被害者の視点を取り入れた教育、再犯抑止、被害者支援、刑務所、矯正処遇

### I はじめに

平成18年5月の「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行を受けて、矯正施設では作業、改善指導、教科指導を中核とする矯正処遇が導入されることとなり、受刑者の改善更生に向けての取り組みが強化された。改善指導は、原則として全受刑者に実施される一般改善指導と、受刑者ごとの固有の問題性に依じて実施される、特別改善指導から構成される。そして、特別改善指導の中に、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導の6種類が設定

されることとなった。被害者の視点を取り入れた教育は、その中の1つの教育プログラムを指す呼称であり、罪の大きさや被害者の心情を認識させ、被害者に誠意を持って対応するための方法を考えさせることが教育目標とされる（犯罪白書、2010）。

他方で、犯罪被害者の権利を保護するための法制度の整備も進んでいる。平成17年4月に犯罪被害者等基本法が施行され、さらに同法に基づいて、同年12月に犯罪被害者等基本計画が策定された。同計画の5つの重点課題の中の1つである、被害者の刑事手続きへの関与と拡充への取り組みの一環として、平成20年12月には被害者参加制度が導入された。被害者参加制度において、被害者および被害者遺族は、法廷の場で加害者に直接質問をしたり、量刑についての意見を述べることができ

\* あさの ただし 文教大学人間科学部臨床心理学科

るようになった。被害者が、被害者参加制度を利用した場合に限られるが、加害者は法廷で被害者あるいはその遺族と顔を合わせ、言葉のやり取りをするという、同制度導入以前にはなかった経験をした上で、判決が確定した後に刑務所に収監されて、被害者の視点を取り入れた教育などの改善指導を受けるという流れが新しく生じている。

本稿では、法廷での被害者と加害者の対面など、新しい法制度がもたらした変化を反映させる形で、被害者の視点を取り入れた教育の教育内容を検討することを目的とする。被害者の視点を取り入れた教育は、被害者の命を奪ったり、身体に重大な被害をもたらした受刑者が、特別改善指導として受講することとなっている。こうした重大な事件を起こした犯罪者についての、矯正施設内での処遇効果に関する実証研究を参考にし、再犯を効果的に抑止するという観点から、望ましい処遇方法を勘案したい。さらに、被害者の視点を取り入れた教育が、単に加害者を教育するという範囲を超え、実質的に被害者の心理的回復に結び付くような方法も、一つの試案として提示してみる。

## Ⅱ 処遇効果についての実証研究

全国の刑事施設において、全受刑者の約1割が、被害者の視点を取り入れた教育を受講している。受講者の約7割について、本件犯罪で被害者が死亡しており、残り3割の、被害者が死亡していない受講者の罪名で多いものは、傷害、殺人未遂、強盗致傷である（佐藤ら、2009）。すなわち、被害者の視点を取り入れた教育は、被害者を死亡させたり、重傷を負わせるなど、被害者に対して重大な結果を招いた受刑者を対象にした教育プログラムだといえる。

Garrido and Morales (2007) は、メタ・アナリシスという手法を用いて、矯正施設内で実施されている処遇プログラムの効果について、複数の実証研究を収集し、系統的に分析している。この研究は、殺人などの生命犯の他、誰かを傷つけて重大な傷害を負わせた者、または3回以上の裁判処分歴を持つ常習的犯罪者を分析の対象としており、被害者の視点を取り入れた教育の受講者と、

対象者の選択という点で比較的類似している。またこの研究は、12歳から21歳までの少年犯罪者について、社会内処遇を含めず、施設拘禁下で行われた教育プログラムのみを分析対象としている。年齢層が成人の施設である刑務所とは若干ずれるが、被害者の視点を取り入れた教育は、刑務所だけではなく、少年院でも実施されている。矯正施設内での重大な犯罪者を扱った同研究は、同様の条件の下で行われる被害者の視点を取り入れた教育の教育内容を吟味する上で、大いに参考になると思われる。

Garrido and Morales (2007) は、統制群を伴っている17文献の中に含まれる30の異なる比較研究を分析し、処遇プログラムを実施することは、裁判所による何らかの種類の決定に至る全般的な再犯、および施設への再収容に至る重大な再犯の、2種類の再犯の減少に効果があることを確認した。そして、処遇プログラムを受けた対象者は、全般的な再犯を犯す割合が、平均すると統制群よりも約6.4%少ないという結果を導いた。さらに、処遇方法など介入のタイプについての分析も行っている。行動療法、認知療法、認知行動療法、教育、非行動/非認知療法の5種類の処遇方法を比較したところ、認知行動療法の効果値が最も高く、認知療法の効果値は統計的に有意な有効性を示した。この結果から、特に認知行動療法と認知療法において、積極的な処遇効果が表れると結論付けている。他方、教育的介入の効果値が比較的低かったことから、再犯を低下させるためには、構成力の弱い教育プログラムはあまり有効ではないと指摘している。さらに、以下に記載した、グループ、仲間、個人、複数焦点型の4種類を比較したところ、それぞれの効果値間に有意な違いがあった（効果値は、順に、0.83、1.33、1.16、1.83）。複数焦点型の効果値が最も高く、統計的に有意な有効性が確認された。複数焦点型は、わずか二つの研究であったことから、今後の研究で精査が必要としながらも、今回の分析結果は、仲間や個人など複数に焦点付けをすることが、処遇を成功に導く鍵となることを示す、手始めの証拠であるとしている。

グループ：一般的に類似の特性を持った犯罪者たちで構成され、グループとしてのまとまりを持つ少年たちに焦点を当てたプログラム。

仲間：仲間どうしの影響を手法として用いて、少年たちの中で向社会的なモデリングを促進することを意図したプログラム。

個人：助け合いの人間関係（指導、カウンセリング等）を通じて、個人的行動の変化を目指したプログラム。

複数焦点型：複数の焦点に注目したプログラム。

罪障感を高め、被害者の心情を理解させることが、被害者の視点を取り入れた教育の主たる教育目標であることを考えれば、再犯抑止の観点から、認知療法や認知行動療法の有効性を実証研究が示していても、それをすぐに教育プログラムに取り入れるということにはならないだろう。実際に刑務所や少年院で行われている被害者の視点を取り入れた教育は、認知療法や認知行動療法をベースにしていない。しかし、グループ、仲間、個人、複数焦点型などの、介入プログラムの焦点は、どのような教育内容であっても適用できる、いわばプログラムの外枠のようなものである。個人的行動の変化と、仲間どうしの影響の双方に焦点付けた方法の有効性を示すエビデンスは、処遇プログラムの実施により再犯を減少させるという刑事政策の目的に資するものであり、被害者の視点を取り入れた教育の中でも十分実現し得る。受刑者一人一人を対象とした個別指導と、グループでの指導を、意味ある形で関連させて実施することが求められる。グループ指導では、単に類似の特性を持った犯罪者を集めるだけでなく、明確な構成力を持ったプログラムとし、仲間どうしの中で向社会的なモデリングを意図的に促進することが大切である。こうした工夫の一つ一つが再犯の減少につながることを、Garrido and Morales（2007）による研究の結果から読み取ることができる。

### Ⅲ 刑務所や少年院での実践

法務省矯正局において、大学関係者など部外の有識者をメンバーとした、「被害者の視点を取り入れた教育」研究会が、平成16年に4回開催され、同教育の在り方が検討された。研究会最終意見の総論として、以下に抜粋したとおり、一般的な被害者と個別具体的な被害者の両方を認識することの重要性が指摘されている。また、自分の被害者に対してどのようなことができるかを考えることや、被害者と加害者が面会できる制度を導入するといった点も報告されている。

この教育には、書物、ビデオ、講演等を通して、一般的な被害者像について認識を深めさせることと、対象者の事件についての個別具体的な被害者情報について認識を深めさせ、謝罪と弁償についての具体的な責任を自覚させること、という二つの課題があり、いずれも大切である（矯正局教育課、2005、p69）

ここで指摘されている、一般的な被害者については、被害者の講演や手記などを活用して加害者に考えさせることができるし、グループワークで複数のメンバーで話し合うなどして理解を深めさせることができるだろう。一般的な被害者の理解は、講義、講演、ビデオなどの教材の使用、グループ討議などが教育方法として適している。一方で、個別具体的な被害者の理解は、このような大人数での一斉指導やグループワークは馴染まない。そもそも、どのような犯罪であれ、事件内容はすべて異なっており、被害者の受けた損害も事件によって様々である。被害者の心の傷というものは、一人一人に固有の性質を持つものであり、一般化して考えられるべきものではない。個別具体的な被害者については、謝罪文やロールレタリングを活用したり、個別面接を実施するなどして、自らの被害者の心情について具体的に考えさせることが、教育方法としてふさわしい。

さきに取り上げた実証研究によると、個人やグ

ループなど複数の焦点に注目したプログラムが、再犯抑止効果という点で優れている。一般的な被害者の理解はグループをベースにした上記のような教育方法により実施し、個別具体的な被害者については、個人指導を中心にした方法により理解を深めさせ、それぞれをただ並行して行うのではなく、意味あるやり方で関係付けることが望ましい。「被害者の視点を取り入れた教育」研究会での指摘は、おおむね実証研究が指し示すエビデンスに沿っていると考えてよい。

「被害者の視点を取り入れた教育」研究会の意見なども踏まえて、平成18年に発出された「改善指導の標準プログラムについて」という法務省矯正局長の依命通達の中で、被害者の視点を取り入れた教育の標準プログラムが定められた。その中で、①命の尊さの認識、②被害者及びその遺族等の実情の理解、③罪の重さの認識、④謝罪及び弁償についての責任の自覚、⑤具体的な謝罪方法、⑥加害を繰り返さない決意の6つが指導項目とされたが、6項目とも主な指導方法は、講義、講話、グループワークと定められている。罪の重さの認識、謝罪及び弁償についての責任の自覚、具体的な謝罪方法の3項目において、グループワークに加えて、課題作文やロールレタリングを行うとされているが、個別面接は含まれていない。全体として、職員の講義、被害者や被害者支援関係者による講話、グループワークなど多人数での一斉指導により、一般的な被害者の理解を促すことに力点が置かれていて、自分が被害者に負わせた心の傷や損害について個別具体的に考えさせる指導は手薄と言わざるを得ない。

同じ傾向は、矯正協会附属中央研究所による調査からもうかがえる（佐藤ら、2009）。同研究所は、全国の刑事施設83庁を対象に、被害者の視点を取り入れた教育の実施状況を調査した。調査内容は13項目におよぶが、そのうち、実施プログラム作成に当たっての指導内容等の工夫について、自由記述で回答を求めた項目では、個別面接やカウンセリング等の実施と記述した施設は、83庁中5施設しかない。多くの施設が、指導の順序や重点項目、あるいは外部協力者の参加について記述している一方で、個人とグループを重視し、両方

がうまく影響し合うように工夫しているなどという回答はみられなかった。指導方法を問う項目で、講義は74施設、講話は58施設、グループワークは57施設、ロールレタリングは56施設、課題作文は27施設、面接は6施設が実施していると回答している。総じて、多人数が参加しての講義やグループワークによる、一般的な被害者の理解が中心であり、個別具体的な被害者についてまで十分指導が行き届いていない様子がうかがえる。

平成18年の「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行以降に報告された、刑務所や少年院での被害者の視点を取り入れた教育の実施状況からも、同様の傾向がうかがえる。例えば、川越少年刑務所では、個人指導を行っているが、正規のプログラムの時間外に、セッションの振り返りを日誌に書いてコメントを書くという内容であり、グループワークの補助としての個人指導という位置付けである（川島、2009）。グループワークの効果について、同種の犯罪を行った者がグループになることで、自分のことを安心して話すことができ、分かってもらえたという感覚が得られることを指摘しているが、仲間どうしの影響力を活用して、個人が向社会的な行動を学習することを意図的に行っているわけではない（渡邊、2009）。麓刑務所でも、グループ指導の前後に個別面接をしているが、グループの中で自分が話したいことの事前の整理と、グループワーク終了後の振り返りであり、個別面接の役割は二次的である（渡邊、2006）。奈良少年刑務所から、赤ちゃん人形を用いての被害者の視点を取り入れた教育の実践が報告されているが、受刑者個人の情操や感性を高めるためのものであり、グループ内メンバーの相互作用には言及されていない（乾井・秋保・竹下、2011）。

少年院については、平成17年に矯正局教育課長通知として発出された、「少年院における被害者の視点を取り入れた教育について」に基づいて同教育が実践されているため、平成18年の「改善指導の標準プログラムについて」に基づく刑務所とは、若干事情が異なる。少年院からの最近の報告では、自らの行った殺人の映像が頭に浮かぶPTSD診断のある少年に対して、ロールレタリン

グを実施して症状の軽快が認められた事例や、人間力、共感力、保護力の向上を目指した赤城少年院での同教育の実践報告がある（高木，2007；村尾，2007）。いずれも、自身が犯した犯罪の被害者の心情を深く理解するために個別具体的な指導が行われるというよりは、症状の軽減や資質の向上など、個人の内面の変化を促すことに力点が置かれている。

総じて、被害者の視点を取り入れた教育の実践は、職員の講義、ゲストスピーカーによる講話、グループワークなどが多く、一般的な被害者の理解が中心である。少年院では個別指導も行われるが、個別具体的な被害者の理解よりも、少年個人の内面の変化に主たる関心が向けられる。実証研究によって望ましいとされる、個人やグループなど複数の焦点に注目する形には、教育プログラムが十分にデザインされていないというのが現状である。

#### Ⅳ 効果ある教育に向けての試案

再犯抑止効果を高めることに加えて、矯正施設内の教育が、実質的に被害者の心理的回復に結び付くようにするという観点から、被害者の視点を取り入れた教育の改善点として、以下の3点を提案できる。

第一に、個別指導とグループ指導の双方に焦点を当てたプログラム構成とするという点である。現状では、多人数が参加しての講義や講話、あるいはグループワークが中心であるが、個別指導も同程度の比重とするべきである。被害者の視点を取り入れた教育は、1セッションが50分で、12セッションが標準と定められているが、その半分は個別指導にすることが望ましい。「改善指導の標準プログラムについて」という矯正局長の依命通達を改正することも考えられるが、ここで定められたものはあくまで標準モデルであり、実際の運用については各施設での創意工夫が許容されている。個別指導の充実、各施設の裁量と運用により実現できると思われる。従来、刑務所の教育は多人数で一斉に実施するものが多かったが、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」

の施行以来、個々の受刑者の資質に応じた個別処遇の充実が強調されており、被害者の視点を取り入れた教育での個別指導の充実、その方向にもかなうものと思われる。

第二は、一般的な被害者と個別具体的な被害者に対する認識が、同程度に深められるような教育内容とするという点である。現状では、職員の講義、ゲストスピーカーによる講話、グループワークなどにより、一般的な被害者の理解が促されているが、正に自分が犯した事件について、その被害者に自分が負わせた心の傷や損害について個別具体的に考えさせる指導を充実させることが望まれる。その指導を、拡充した個別指導により行うようにする。そこでは、個人面接の他、ロールレタリングも活用できるだろう。少年院では、個別指導と集団指導の相互補完が処遇の基本にあり、個別指導も充実しているが、少年個人の内面の変化に力点が置かれる。次に指摘する、施設内の指導が実際に被害者の心理的回復に結び付くようにするという観点から考えると、個別指導ではむしろ、個別具体的な被害者の理解を中心とするべきだと思われる。

第三の改善点として、受刑中に被害者と面会する、あるいは手紙などにより、実際に加害者が被害者に謝罪することを想定し、被害者の視点を取り入れた教育は、そのための準備をする教育プログラムとして位置付けるということである。そのことで、被害者の視点を取り入れた教育が、単に加害者を教育するという範囲を超え、実質的に被害者の心理的回復を促すことにつながる可能性が出てくる。

平成20年12月に被害者参加制度が導入されたことで、被害者およびその遺族は法廷の場で、加害者に直接質問をしたり、意見陳述の中で求刑意見を述べるようになった。被害者参加制度が施行されてから、ちょうど1年間が経過した時点での参加許可件数は、522件850名であり、対象犯罪件数の3%にすぎないが、性犯罪被害者の参加申出件数が増加しているとの指摘もあり、今後は同制度を利用する被害者が増えることが予想される（椎橋，2010；番，2010）。被害者参加制度の問題点として、求刑意見を申し述べた被害

者が、それより実際の判決が軽くなった場合、量刑への不満や失意を抱くことになりかねないという点が指摘されている（諏訪，2010；平山，2009）。平成21年に行われた被害者参加制度が適用された裁判員裁判の中で、意見陳述の中で被害者側が具体的な量刑を主張したケースが7件あった（読売新聞，2010.1.5）。いずれも罪名は、殺人、同未遂、強盗、強盗強姦などの重大犯罪であった。7件について、被害者側の求刑意見と判決との関係は、①求刑意見が懲役20年以上に対し、判決は懲役15年、②求刑意見が死刑に対し、判決は懲役19年、③求刑意見が懲役10年以上に対し、判決は懲役8年、④求刑意見が無期懲役に対し、判決は懲役21年、⑤求刑意見が懲役20年に対し、判決は懲役9年、⑥求刑意見が無期懲役に対し、判決は懲役16年、⑦求刑意見が死刑に対し、判決は懲役17年であった（椎橋，2010）。いずれも、被害者側の求刑意見よりも判決は軽くなっている。被害者やその遺族が、被害者参加制度に参加して求刑意見を述べたとしても、判決がいつもそれより軽くなるのであれば、何のための誰のための制度だろうと被害者は疑問に思うだろうし、被害者の処罰感情は満たされないだろう。

諏訪（2010）は、重罰により処罰感情を満たすことではなく、加害者からの誠実な謝罪を前提に、被害者の人生の再出発を促すことが、本来の被害者救済につながる」と主張する。裁判時には反省が進まなかった加害者でも、時間をかけることにより、次第に被害者の心の痛みに共感できるようになるし、被害者にとっては、加害者からの誠実な謝罪を受けることが、人生の再出発にとって不可欠であるという。被害者の視点を取り入れた教育の第三の改善点の趣旨は、正にここにある。受刑中に被害者と面会して、実際に被害者に謝罪することを想定すれば、加害者は真剣に事件を反省し、被害者の気持ちを考えるようになる。被害者の感情に思いを巡らせ、自らの行為を心から悔い改め、それをどのように被害者に伝えるかを具体的に考える。処罰感情が十分に満たされない被害者に対して、自らの誠実な謝罪行為が、被害者の心理的回復や人生の再出発につながるということ意識して、それをさせるのである。意味ある

謝罪を実現するまでには、その準備として、時間をかけてきめ細かな指導を行う必要があり、それを被害者の視点を取り入れた教育で行うようにする。

平成18年5月に発出された、矯正局長依命通達「受刑者の外部交通に関する訓令の運用について」により、受刑者と被害者との面会や信書の発受が可能となった。被害者が望めば、実際に加害者との面会を実施できる。ただ、刑務所に収容されている受刑者の犯罪は決して軽微なものではないため、加害者と直接会うことを望む被害者は少数であろう。しかし、上記のような被害者の心理的回復を一義的に考えた刑務所での教育内容に、被害者は満足感を得るだろうし、たとえ間接的にしても、自分の事件の加害者が真剣に自分の感情に思いを巡らせ、自らの行為を悔い改め、心からの謝罪をしようとしたことを知ることができれば、被害者の心理に肯定的に影響するだろう。それは、処罰感情が満たされないで残る被害者の憤りを、少しでも和らげるものとなるだろう。

このような、実際に被害者の心理的回復につながることを意図した教育は、グループ形式の指導で、一般的な被害者理解を促すだけでは不十分である。犯罪行為の中で、自分が何をしたのか、被害者をどのように傷つけたかという点を具体的に考えさせることが不可欠であり、そのためにも個別具体的な被害者の理解を促すことを目的とした個別指導の拡充が必要である。個別具体的な被害者の情報をどのようにして得るかということも問題である。「被害者の視点を取り入れた教育」研究会で提案されているような、被害者加害者情報交換等審議委員会（仮称）のような特別の機構を設けるという方法もあるし、被害者が被害者参加制度に参加している場合には、法廷で加害者が経験したことを、被害者の視点を取り入れた教育に積極的に活用するという工夫もあり得る。

## V 結び

被害者の視点を取り入れた教育が、矯正施設内で行われる教育の一つである以上、再犯抑止効果を期待されるのは当然である。そのため、本稿で

は再犯抑止に効果的なプログラム構成を提示した。しかし、再犯抑止だけを目指すのであれば、認知療法や認知行動療法を中心にするなど、別の方法が適切と思われる。認知行動療法の治療要素の中で、被害者の心情理解は、個人への関心、怒りの統制、認知再構成ほどの効果は得られないという研究結果もある (Lipsey, Landenberger & Wilson, 2007)。被害者の心情理解による再犯抑止効果は、そもそも限定的だともいえる。しかし、本稿で提示したような方法により、被害者の心情理解を促す教育を、実際の被害者の心理的回復につないでいく努力をしていけば、被害者援助というもう一つの刑事政策上の課題を果たすことになる。それは、罪に対して罰を与えるという応報的な考えに基づく刑事司法の中で、処罰感情をどうしても満たすことができない被害者に対し、加害者という人間と被害者という人間が感情を交えての対話をするを通して、被害者の精神的な回復を図ることに他ならない。そしてそのことは、現在官民協働による刑務所の教育指針の一つとなっている、修復的司法の理念にも見合うと考えられる。

最後に、実証研究により効果があるとされる、個人や仲間などの複数の焦点に注目したプログラムの一例を、ティーンコートに見出すことができる。少年が少年を裁くティーンコートでは、大人よりも同年代の者に処分を言い渡されることで更生欲が喚起されるなど、仲間の影響力を積極的に利用する (山口, 1999)。一つの事件についての解決を、仲間が皆で考えるという点で、個人と仲間の両方に焦点が当てられている。被害者の視点を取り入れた教育の第一の改善点として、個別指導と集団指導とを同程度にすることを提案したが、それぞれをただ並行して行っても意味がない。個別指導を通して、ある加害者が準備した被害者への謝罪方法について、グループワークの場で、他の加害者たちが複数で意見を交換し合い、それについて検討するといったように、個人と仲間をうまく組み合わせるための工夫が必要である。

## 引用文献

- 乾井智彦・秋保光輝・竹下三隆 2011「少年受刑者指導における「被害者の視点を取り入れた教育」の実践 赤ちゃん人形を用いて」『矯正教育研究』56, 27-33.
- Garrido, V., Morales, L. A., 2007 “Serious (violent or chronic) juvenile offenders: A systematic review of treatment effectiveness in secure corrections.” (浅野正訳『重大な(暴力的または常習的)少年犯罪者：施設内矯正における処遇効果の系統的レビュー』)(オンライン)〈[http://fuji.u-shizuoka-ken.ac.jp/~campbell/docj/RIPE/cover/cj/Garrido\\_seriousjuv\\_review2.pdf](http://fuji.u-shizuoka-ken.ac.jp/~campbell/docj/RIPE/cover/cj/Garrido_seriousjuv_review2.pdf)〉, (2011-10-20)
- 川島敦子 2009「若年受刑者に対する被害者の視点を取り入れた教育」『罪と罰』46(2), 23-29.
- 矯正局教育課 2005「薬物事犯受刑者処遇研究会及び「被害者の視点を取り入れた教育」研究会の概要報告」『刑政』116(3), 60-73.
- 佐藤良彦・多田一・川邊謙・藤野京子・坂井勇・谷村昌昭・東山哲也 2009「刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育に関する研究(その1)」『中央研究所紀要』19, 1-29.
- 椎橋隆幸 2010「被害者参加制度について考える 1年間の実績を踏まえて」『法律のひろば』63(3), 4-12.
- 諏訪雅顕 2010「刑事裁判における被害者参加制度の問題点—実務上真の被害者救済になり得るものか—」『信州大学法学論集』15, 55-90.
- 高木春仁 2007「被害者の視点を取り入れた教育におけるロールレタリングの活用」『現代のエスプリ』482, 82-93.
- 番敦子 2010「弁護士からみた被害者参加制度の評価等」『法律のひろば』63(3), 20-27.
- 平山真理 2009「刑事裁判はどのように変わるのか—被害者参加制度と裁判員制度のインパクト—」『青山法学論集』51(1・2), 585-606.
- 法務省法務総合研究所編 2010『平成22年版犯罪白書—重大事犯者の実態と処遇—』国立印刷局.
- 村尾博司 2007「少年院における被害者の視点を

- 取り入れた教育—運用の実情と課題—』『犯罪と非行』153, 46-61.
- 山口直也 1999『ティーンコート—少年が少年を立ち直らせる裁判—』現代人文社.
- 読売新聞 2010.1.5.朝刊「裁判員厳罰化見られず 被害者参加制度 本社集計」
- Lipsey, M. W, Landenberger, N. A., Wilson, S. J., 2007 “Effects of Cognitive-behavioral programs for criminal offenders.” (津富宏訳『犯罪者に対する認知行動療法プログラムの効果』(オンライン))
- 渡邊浩幸 2009「交通事故者に対する被害者の視点を取り入れた教育 (R4) の実施について」『矯正教育研究』54, 48-53.
- 渡邊玲子 2006「被害者の視点を取り入れた教育 女子刑務所における取組」『刑政』117(8), 152-160.